



平成31年4月から短期給付および介護保険の掛金率が変わります。

平成31年4月から次のとおり掛金率が改定されます。

短期給付の掛金率が引下げになります。

介護保険の掛金率が引上げになります。

40歳以上65歳未満の組合員の皆さまが対象です。

現行 平成31年3月まで	改定後 平成31年4月から
44.51	43.51 [-1.0]
 ※福祉事業含む	(単位:千分率)

Ŧ	見行 平成31年3月まで	2	文定後 平成31年4月から
	5.91		6.75 [+0.84]

(単位:千分率)

※福祉事業含む

掛金率の改定による掛金額の例

煙淮超酬日類/1万円

		l J			
標準期末手当等80万円の一般組合員の場合		平成31年3月まで	平成31年4月から	負担額の差	
	短期給付	標準報酬月額からの掛金額(月額)	18,249円	1,7839円	-410円
	应别和 的	標準期末手当等からの掛金額	35,608円	34,808円	-800円
	人 諾/L IC	標準報酬月額からの介護掛金額	2,423円	2,767円	+344円
	介護保険	標準期末手当等からの介護掛金額	4,728円	5,400円	+672円

※負担額の差は、標準報酬月額は1月当たり、標準期末手当等は1回あたりの金額

平成31年4月からの事業ごとの掛金(保険料)率は以下になります。

(注)40歳以上65歳未満の方は、介護保険に係る掛金(掛金率6.75)を併せて負担していただきます。

短期給付事業	42.1	長期給付事業	厚生年金保険	91.5
福祉事業	1.41		年金払退職給付	7.5

(一般組合員 単位:千分率)



新年度







ホテルアバローム 紀の国婚礼利用補助

組合員又はその子がアバ ローム紀の国で婚礼(婚 礼料理及び衣装利用) を行った場合の補助が、 100,000円→150,000円 になりました。



実践型健康運動セ ミナーを開催します

組合員を対象に、健康維持 と健康意識の向上をテー マとした実践型の運動セミ ナーを和歌山市と田辺市 で開催します。



指定宿泊施設利用 補助

「湯処むろべ」の補助額が、 1人1泊につき1,500円か ら2,000円になりました。





インフルエンザ予防 接種補助

平成31年度からインフル エンザ予防接種費用の一 部補助を行います。

いずれも詳細については2019年度保健事業一覧表「保存版」をご覧ください。

共済組合に加入された組合員へ



公立学校共済組合とは

地方公務員法第43条は、「職員の病気、負傷、出産、休業、災害、退職、障害若しくは死亡又はその被扶養者の病気、 負傷、出産、死亡若しくは災害に関して適切な給付を行な うための相互救済を目的とする共済制度が、実施されなければならない。」と規定し、これに基づいて地方公務員等共 済組合法が制定されています。

共済組合制度は、公務員の生活の安定と福祉の向上に 寄与することを目的とした事業を行っています。社会保障 制度、社会保険制度の一環であるといえます。

本部・和歌山支部の所在地

本部は、東京都千代田区神田駿河台二丁目9番5号に置かれ、支部は全国の47都道府県の教育委員会に設置されています。

和歌山支部は、和歌山県教育庁給与福利課内(南別館6階)に設置されています。

和歌山支部の業務内容

- ① 組合員の資格の得喪その他組合員に関する事項
- ② 被扶養者の認定に関する事項
- ③ 短期給付の決定及び給付に関する事項
- ④ 第三者加害行為に基づく損害賠償の請求に関する事項
- ⑤ 福祉事業(保健・貸付)の運営に関する事項
- ⑥ 掛金及び負担金の収納に関する事項
- ⑦ 標準報酬の月額及び期末手当等の額に関する事項
- ⑧ 長期給付(年金)に関する事項
- ⑨ 国民年金の第三号被保険者の届出代行に関する事項
- ⑩ 和歌山宿泊所の経営に関する事項

共済組合の財源

組合員の皆様の給料や期末手当等から控除される掛金 (短期・厚生年金・介護)と事業主(地方公共団体等)から の負担金です。

掛金の算定方法

給料月額と実際に支給された諸手当*を合算した額が掛金の基礎額になります。

諸手当 扶養手当·地域手当·住居手当·通勤手当等

例えば…

標準報酬月額

給料月額 220,000円 諸手当19,000円 計239,000円

標準報酬等級表

対象となる報酬月額の範囲

230,000以上 250,000未満 標準報酬月額 240,000円

短期掛金 42.10 福祉掛金 1.41 計43.51(千分率) 厚生年金掛金 91.5 退職等年金掛金 7.5

介護掛金 6.75 (40歳以上65歳未満の組合員)

- ●短期掛金(福祉含む) 240,000×0.04351=10,442円
- ●厚生年金掛金 240,000×0.0915=21,960円
- ●退職等年金 240,000×0.0075= 1,800円



計 34,202円 [円未満切り捨て]

組合員の加入状況 (平成31年2月28日現在)

区分	組合	員	 計	被扶養者	合計	
	男	女	āl	似	ㅁ莭	
一般組合員	4,903人	5,768人	10,671人	8,230人	18,901人	
任意継続組合員	161人	129人	290人	197人	487人	
計	5,064人	5,897人	10,961人	8,427人	19,388人	

平成31年度各種共済事業

短期給付事業



組合員証(被扶養者証)を提示し、医療機関等で診療を受けたとき

組合員(被扶養者)の 診療にかかった医療 費のうち、7割は共済 組合が直接医療機関

療養の給付

等に払います。

家族療養費

医療費総額



(公立学校共済組合負担)



医療機関等の窓口で組合 員証(被扶養者証)を提示す ることで、自己負担は3割で 済みます。この窓口負担が 一定額以上になったときは、

高額医療費や、

一部負担金払戻金

家族療養費附加金

が自動で給付されます。

※負担割合は、年齢等により一部異なります。

組合員

一部負担金払戻金

被扶養者

家族療養費附加金

一般的には、組合員又は被扶養者(同一人)が、同一月に同一保険医療機関等において、診 療を受けた際の自己負担額の合計が25,000円(標準報酬月額が530,000円以上の者は 50.000円。以下同じ)を超えるとき、自己負担額から25.000円を控除して得た額(100円 未満の端数切り捨て)

組合員·被扶養者

高額医療費

○70歳未満の場合

医療費の自己負担が高額療 養費算定基準額を超えた場 合、超えた分を高額療養費と して支給。

標準報酬月額	高額療養費算定基準額	区分
(83万円以上)	252,600円+(医療費-842,000)×1%【多数回該当 140,100円】	$\overline{\mathcal{P}}$
(53万円~79万円)	167,400円+(医療費-558,000)×1%【多数回該当 93,000円】	(1)
(28万円~50万円)	80,100円+(医療費-267,000)×1%【多数回該当 44,400円】	9
(26万円以下)	57,600円【44,400円】	

※多数回該当とは、療養のあった月以前の12か月以内に高額療養費が支給されている月 が3か月以上ある場合。

請求手続きが必要な主な給付(請求後に給付されます)

凸 病気になったとき

療養費(家族療養費)・一部負担金払戻金(家族療養費附加金)

- ・やむを得ない理由で組合員証(被扶養者証)を使えず医療 費の全額を支払ったとき
- ・治療用装具(9歳未満の弱視等眼鏡を含む)を購入したとき

移送費(家族移送費)

症状が重く緊急やむを得ず医師の指示で移送されたとき

🍪 出産したとき

| 出産費(家族出産費・同附加金)

※ 死亡したとき

埋葬料(家族埋葬料·同附加金)

💡 災害にあったとき

災害見舞金

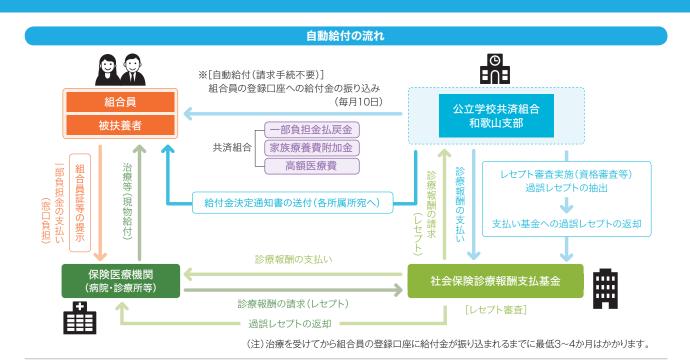
非常災害で住居や家財に損害を受けたとき

弔慰金(家族弔慰金)

非常災害で死亡したとき

組合員や被扶養者の皆さまが病気やけがのため病院で診療を受けたときや、出産、死亡、休業や災害にあったときの給付を行なっています。請求手続きをしなくても受けられる給付と、請求手続きが必要な給付があります。

短期給付には、地方公務員等共済組合法で定められている「法定給付」と「附加給付」(公立学校共済組合独自)が、あります。



例 総医療費が100万円であった場合(70歳未満の標準報酬の月額が41万円である組合員)

療養の給付(7割) 700,000円 高額医療費 212,570円

62,400円

自己負担額 87,430円

25,030円

-部負担金払戻金: 最終自己負担額

定率自己負担額=100万円×3割=30万円 療養の給付(現物給付分)=100万円×7割=70万円

高額医療費=(総医療費×自己負担割合)-高額医療費算定基準額

区分のの高額医療費算定基準額を求める

高額療養費算定基準額=80,100+(1,000,000-267,000)×1%=87,430円

高額医療費=300,000-87,430=212,570円

自己負担額=87,430円

一部負担金払戻金=87,430円-控除額25,000円=62,430円(100円未満 端数切り捨て)→62,400円

介護休業手当金

介護休業したとき

● 休業したことにより、給付が減額されたとき

傷病手当金·同附加金

公務によらない病気やけがで休職したとき

出産手当金

出産に伴い休業したとき

休業手当金

家族の病気やけがなどの理由により欠勤したとき

育児休業手当金

育児休業したとき



給付金を請求するとき

所定の請求書に必要な書類を添えて、所属所(学校等)経由で提出してください。給付事由が生じた日の翌日から2年以内に請求しないと、給付金が受け取れ

なくなります。(時効)

制度の詳細、支給要件、請求手続などについては、 支部の広報誌やホームページをご覧ください。

(まずは所属所の事務担当者に尋ねてください)

※給付金請求は、毎月10日締め、翌月10日(金融機関が休みの場合は翌日)に共済組合登録口座に送金します。(書類が完備されている場合に限る)

長期給付事業

組合員の老齢(退職)・障害・死亡に対し年金の支給を行います。

●公的年金制度について

公的年金制度は、「国民年金」と「厚生年金保険」により構成されています。

「国民年金」は全国民に共通の制度で、1階部分に当たる基礎年金を支給します。国民年金の被保険者(加入者)は職種等によって、第1号被保険者から第3号被保険者までに分かれます。

「厚生年金保険」は、被用者(国民年金の第2号被保険者に該当する方)のための制度で、2階部分として報酬に比例した年金を支給します。厚生年金の被保険者(加入者)は、「一般・国共済・地共済・私学共済」に区分され、実施機関も異なります。年金決定時には、区分ごとにそれぞれの期間について厚生年金を決定します。

なお、共済年金独自の3階部分である「職域年金相当部分」は、平成27年10月以降の組合員期間については廃止され、新たに「退職等年金給付(年金払い退職給付)」制度が設けられました。ただし、平成27年9月までの組合員期間については、経過措置として、その期間に応じた職域年金相当部分の年金(経過的職域加算額)が支給されます。



3階 独自部分

2階 厚生年金保険

1階 国民年金(基礎年金)

第1号被保険者 (自営業者等)

第3号被保険者 (第2号被保険者の 被扶養配偶者) 企業年金等

年金払い退職給付 経過的職域加算額(旧職域年金相当部分)。

一般(第1号)
被保险者

地共済(第3号) 被保険者 私学共済(第4号) 被保障者

組合員はこちらに 該当します

第2号被保険者 (民間会計員や公務員など)

●長期給付の種類

生

年

金

保

険

給

付

共済組合が支給する年

金

老齢厚生年金

組合員期間等が10年以上ある者に65歳から支給されます。組合員期間等については経過措置があるほか、支給開始年齢も生年月日に応じて、60歳~64歳からとなっています(在職中は、報酬等に応じて一部又は全部が支給停止となります。)。

国共済(第2号)

被保険者

障害厚生年金

在職中の病気やケガにより、一定以上の障害の状態にあると認定されたとき支給されます。

障害手当金

障害厚生年金が決定されるほどではないが、在職中の病気やケガにより、一定程度の障害の状態にあると認定されたとき支給されます(他の年金の受給権がある者を除きます。)。

遺族厚生年金

組合員が在職中に死亡したとき、老齢厚生(退職共済)年金や障害厚生(共済)年金(障害等級1、2級に限ります)の受給者が死亡したとき等に、遺族に支給されます。

年金払い退職給付

退 職 年 金

平成27年10月以降、1年以上の引き続く組合員期間がある者に、退職時までに積立てた給付算定基礎額にもとづき、給付の半分は終身年金、半分は有期年金として、65歳から支給されます。有期年金の支給期間は20年又は10年のいずれかの選択となります(一時金として受給することも可能です。)。

公務障害年金

公務による傷病(通勤災害を除く)により障害の状態になった方に、障害の状態である間支給されます。

公務遺族年金

公務による傷病(通勤災害を除く)により死亡された場合に、遺族に支給されます。

知りたい!年金額が

- 毎年誕生月に「ねんきん定期便」を送付し、加入記録や年金見込額情報をお知らせしています。 35歳・45歳・59歳の方は封書、それ以外の方は、はがきでの通知です。
- 毎年7月に「年金払い退職給付」の給付算定基礎額や加入期間等をお知らせしています。
- ◆ インターネットの「地共済年金情報Webサイト」では、ご自身の年金情報が確認できます。(公務員厚生年金期間のみ)ご利用の際は、登録をし、ユーザーIDを取得してください。詳細は、公立学校共済組合本部ホームページ▼をご覧ください。

https://www.kouritu.or.jp/kumiai/nenkin/uketorimae/johotsuchi/website/index.html



貸付事業

組合員の皆さまを、資金面でサポートするため、貸付事業を行っています。申込み等の手続については、経理班へ

費用・利便性・安心の面で選ばれています

費用

- ◆連帯保証人や担保の設定が なく、保証料等の<mark>初期費用は</mark> 無料です。
- ◆お申込みや繰り上げ返済に係る 手数料等は無料です。

利便性

- ◆ご返済は給与控除による自動 返済
- ◆<mark>ボーナス併用返済</mark>も選択可能
- ◆<mark>一部・全部繰上げ返済</mark>も可能
- ◆原則、職場で手続きが完了

安心

◆育児休業配偶者の海外赴任 返済を猶予する制度

種類	お借入れ事由	お借入れ限度額	利率年利(※)	返済期間
一般貸付け	組合員が臨時に必要とする資金(再任用職員を除く)	200万円		120回以内
住宅貸付け	組合員が住宅の新築やリフォームなどをするため、ま たは住宅の敷地を購入するための資金	1800万円		360回以内
教育貸付け	組合員やその被扶養者などが高等学校以上の教育機 関に入学または修学するための資金	550万円		
介護構造貸付け	組合員が要介護者に配慮した構造を有する住宅の新 築やリフォーム等をするための資金	300万円	1.06%	360回以内
災害貸付け	書 貸 付 け 組合員またはその被扶養者が非常災害等を受けたた め必要とする資金 200万円		0.000/	120回以内
住宅災害貸付け	宅災害貸付け 組合員の住宅または敷地が非常災害等により被害を 受け、新築等をするための資金 1,90		0.99%	360回以内

※他にも医療貸付け、結婚貸付け、葬祭貸付け、特別貸付け、高額医療貸付け、出産貸付け等があります。

※貸付利率には、貸付金保険料充当金率(年0.06%)を含んでいます。貸付金保険料充当金とは、民間ローンにおける「保証料」に該当します。当共済組合では、貸付けに際し、担保(連帯保証人や抵当権設定等)を求めない代わりに貸付保険に加入しています。この保険料の一部をご負担いただきます。 ※貸付利率は金利情勢の変動に伴い利率が変動する場合があります。

貸付け申込時の注意

1 貸付申込時の添付書類に「直近の 給与明細書(写)」が必要です。

貸付額算定の基準である「給料月額」を確認するために、貸付申込書(全種別、貸付金額に関わらず)に添付する書類として「直近の給与明細書(写)」が必要です。

2 やってはいけないこと

資金計画をたてない借入れが、自己の返済能力を超える借入れの大きな原因になりますので、絶対にないようにしましょう。



このような償還猶予制度があります。

次の事由に該当する場合は、本人の申出により償還の猶予ができます。

事 由	猶予期間
住宅または住宅の敷地が水震火災その他の非常災害により損害を受けたとき (ただし、住宅・住宅災害・介護構造貸付に限る。)	申出の日の属する月の翌月から12か月の範囲内
育児休業の承認を受けたとき	育児休業の承認期間内
引き続き1か月以上の介護休業(時間取得を除く)の承認を受けたとき	介護休業の承認期間内
心身の故障のため休職となり、給料の全部が支給され ないとき(注1)	当該無給休職の期間内 ただし、傷病手当金または傷病手当金附加金 (公務または通勤災害における)
配偶者同行休業(注2)の承認を受けたとき	配偶者同行休業の承認期間内 (3年を限度とする。)

注1:借受人の方が、傷害または疾病により就業傷害状態となった場合に、貸付金の返済金相当金額を補填する「債務返済支援保険」の制度があります。

注2: 海外に赴任する配偶者に同行するための休業



再任用の組合員へ

(フルタイム勤務)

再任用(フルタイム勤務)の方は、引き続き公立学校共済組合に加入することとなり、共済掛金(短期掛金、長期厚年掛金、介護掛金、長期退年掛金)が給与から控除され、次のような各種事業を受けることができます。

組合員証•被扶養者証

組合員証・被扶養者証は引き続き使用することができますので、手続は不要です。

短期給付は、引き続き同様の給付となります。

年金払い退職給付の請求手続

【在職中に年金受給権が発生した場合】

年金払い退職給付は65歳から受給できますが、在職中は 支給停止となります。

退職時に65歳に到達している方については、老齢厚生年金の改定請求書類と併せて所属所あて年金払い退職給付請求に関する書類を送付します。

貸付事業

【臨時に資金を必要とする場合】

特別貸付制度 ⇒ 標準報酬月額×3/10残任月数 (最高限度額 200万円) 利率1.32%

*償還回数等は、経理班にお問い合わせください。 (073-441-3713)

雇用保険(失業給付)に加入

再任用職員になりますと雇用保険に加入します。後日交付される「雇用保険被保険者証」は、年金請求時に必要となりますので、大切に保管してください。

【年金受給権が発生している場合】

65歳未満の方がハローワークに求職の申込みを行うと、 失業給付の額に関わらず、老齢厚生年金の支給が停止されますので、失業給付と年金額のいずれが多いか、確認して手続を行ってください。

手続の用紙は、「老齢厚生年金受給権者支給停止事由該当届」(本部ホームページに掲載)

保健事業

再任用前と同様の取扱いとなります。保健事業一覧表(保存版)を参照してください。

*人間ドック1日コースは、61歳・64歳に到達する者(前年度に 人間ドック3日・1日コースを 受診している者は除く)



老齢厚生年金(特別支給)の請求手続

【在職中に年金受給権が発生した場合】

誕生月に所属所あて年金の決定請求に関する書類を送付します。

なお、年金受給権発生月から退職までの期間については、退職時に改定請求書類を提出することにより再計算し改定されます。改定請求に関する書類は、退職時に所属所あて送付します。

また、3階部分の経過的職域加算部分については共済 組合に加入中は支給停止ですが、厚生年金部分につい ては賃金等と調整され一部支給される場合もあります。

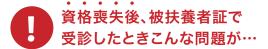
【年金が決定された場合】

年金額の一部または全額停止になります。

- ●65歳未満の方 支給停止月額={(賃金+年金月額)-28万}×1/2
- ●65歳以上の方支給停止月額={(賃金+年金月額)-47万}×1/2
- *賃金=月収(標準報酬月額)+(過去1年間の標準期末手当等 の1/12)

認定要件等の変更はないですか?

毎年、3月から4月にかけて年度替わりには、被扶養者に関する次のような手続が発生しますので、今一度被扶養者の収入状況を確認していただき、要件を欠くに至ったときは、速やかに所属所を通じて共済組合へ被扶養者の取消申告(被扶養者証の返納)を行ってください。



被扶養者に認定取消を遡って行った場合、資格喪失 日以降、被扶養者証の回収日(「被扶養者取消申告書」 の所属所受付日)前の受診に係る医療費等について、 組合員に返納していただくことになります。



取消事由	取消日	添付書類
就職した場合	他の健康保険に加入した日	●健康保険証(写)
公的年金受給者が、年額180万円 以上又は月額15万円以上となった 場合又は、以上となる見込みがたっ た場合	年金等の改定額通知書を受領した日	●公的年金等の最新の年金額改定通知書(写)
雇用保険を受給した場合 (日額3,612円以上)	その支給開始日	●雇用保険受給資格者証(写)
同居を要件とする者と別居した場合	転居日の翌日	●住民票謄本(写)
死亡した場合	死亡した日の翌日	死亡日を確認できる書類(写)戸籍抄本(写)又は、埋葬許可証(写)「家族埋葬料請求書」と同時に提出する場合は不要
離婚した場合	協議離婚…離婚の届出日の翌日 調停離婚…調停成立日の翌日	●戸籍抄本(写)
パート・アルバイト等の賃金等が3か月連続して108,334円以上支給された場合	賃金等が翌月払… 3か月目の賃金等支払日の翌日 賃金等が当月払… 4か月目の1日	所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写)給与明細書(写)雇用契約書(写)等
パート・アルバイト等の賃金等が累積130万円以上となった場合	130万円以上の賃金等の支払日 の翌日	所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写)給与明細書(写)雇用契約書(写)等
パート・アルバイト等の雇用契約書等で、月額108,334円以上の給料が支給されることが明らかな場合	雇用日	所得限度額超過及び事実発生日を確認できる書類(写)雇用契約書(写)等
事業所得、農業所得等により130万 円以上の収入となった場合	確定申告を行った日(写に税務署の受付年月日が押印されている。)又は、郵送の場合は郵送日	●確定申告書および収支内訳書等(写)
扶養替えの場合	扶養事実の消滅した日	両者が公立学校共済組合員の場合…不要 一方が公立学校共済組合員でない場合… ● 認定替の事由が確認できる書類(写)
その他	扶養事実の消滅した日	●取消事由及びその事実発生日が確認できる書類

平成30年12月から 和歌山支部 ホームページが 使いやすくなりました。

アドレス https://www.kouritu.or.jp/wakayama/

組合員の皆様が病気やケガ等で給付を受けたいとき、年金を請求するとき、共済の宿泊施設を利用するときや、健康セミナーを受けたいとき等々、そうしたときには種々の手続を行う必要があります。でも、毎日のように行うものではありませんし、初めて行う手続もあることから、いつ、どんな書類を準備・提出すればよいのかわからないことがあります。

そうしたときには、支部ホームページをご 覧ください。





ご存知ですか?婚礼利用補助制度!

公立学校共済組合員の皆様(本人またはお子様)が、ホテルアバロー ム紀の国で挙式・披露宴等を行うと、婚礼利用補助制度が適応さ れます。(婚礼1組につき、新郎側15万円、新婦側15万円、最高30万円) お二人がどんな結婚式を希望されているのかを、経験豊富なウェ ディングプランナーがカウンセリングをさせていただき、お二人 にピッタリのウェディングをご提案させていただきます。 結婚が決まったら、まずはホテルアバローム紀の国へお気軽にご 来館ください。

父や母の代から愛され続けたこのホテルには、時代を超えスタ イルが変わっても変わらず受け継がれてきた想いがあります。 温もりと感動に満ちた特別な一日をお過ごしください。



30名様で最大70万円もお得!

Specialな 特典がいっぱい! /

ここが POINT



カラードレス1点プレゼント!

関西最大級の品数を誇る「Hiro Wedding Costume」からカラードレス1点レンタルプ レゼント!



特別料理でおもてなし!

お二人の感謝をお料理でおもてなし! 新プラン限定で特別メニューをご用意いた します。



感動の映像演出プレゼント!

お二人の想いを映像に…ホテルオリジナル 映像演出「Feel the story」をプレゼント!

その他、挙式料特別割引、ブライズルーム&宿泊プレゼントなど、 7つの特典をご用意しております!

※ホテルに直接ご来館され30名様以上のご披露宴で20周年プランをご利用の方に限ります。

HOTEL TVALORM KIND-KUNI



公立学校共済組合全国宿泊施設一覧

公立共済 やすらぎの宿(https://www.kourituyasuragi.jp)の施設情報をご覧ください。

接触名 本語 本アルフィヌート札幌 011-521-5211 064-0810 北海道 木アルライフォート札幌 019-651-3322 020-0883 若手典盛岡市志家町1-10 本アル白版 022-265-3411 980-0012 宮城県上崎市南菜庭師町2-2-19 宮城年 (鳴子温泉) 0229-84-7330 989-6711 宮城県上崎市南菜庭師町2-2-19 宮城県上崎市衛子温泉学川速 62 福島 あづま荘 (飯坂温泉) 024-542-3381 960-0201 福島県福島市施坂町字中ノ内1-1 京城川・アルレイクビュー水戸 029-224-2727 310-0015 茨城県水戸市宮町1-6-1 株子ルブリフシテ武蔵野 048-601-5555 330-0081 株玉県本じ本ま市中央区千葉港6-5 神奈川 049-247-7211 260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港6-5 神奈川 049-04-12-555 330-0081 株玉県立いたま市中央区千葉港6-5 神奈川 049-04-12-555 330-0081 株玉県立いたま市中央区千葉港6-5 神奈川 049-04-12-12-55 330-0081 株田県富山市千歳町1-6-1 株原川・東京町 1-3-1 高志会館 076-443-1014 930-1413 富山県高山市千歳町1-3-1 高志会館 076-443-1014 930-1413 富山県高山市千歳町1-3-1 高志会館 076-436-1014 930-1413 富山県高山市千歳町1-3-1 高志会館 076-436-1014 930-1413 富山県高山市千歳町1-3-1 高志会館 076-436-1014 930-1413 国山県高山市千歳町1-3-1 高志会館 076-436-1014 930-1413 国山県高山市千歳町1-3-1 高志会館 076-436-1014 930-1413 国山県高山市千歳町1-3-1 高志会館 076-436-1014 930-0303 長野県北野市岡田町131-4 東京ルグランヴェール岐山 052-762-3161 464-0841 愛知県名市市港区医正連港-18 東京ルグランヴェール岐山 052-762-3161 464-0841 愛知県名市市港区原正連港-18 東京ルグランヴェール岐山 052-762-3161 464-0841 愛知県名市市港区原正出港-18 東京ルグラ東・アナ・大阪 75-861-1545 616-8382 京都府京都市上京区東堀川道り下長者町下ル3-7 大阪市大アウィーナ大阪 075-432-6161 602-8056 京都府家都市上京区東堀川道り下長者町下ル3-7 大京ルルジファイー大阪 075-432-6161 602-8056 京都府家都市上京区東東川道り下と者町下り1-1-14 京北 179-71 179-71 179-71 170-0907 田山県岡山市北区下石井26-41 179-71 179-71 170-0907 田山県県県県東市市町 180-090 日東県県東市市中央区北野町1-1-14 京北 179-71 180-090 日東県県東市市田東区市大田 180-090 日東県北市町町1-1-14 180-090 日東県県東市市田東区市大田東町15-6 1800-090 日東県県東市市田東区石・江町19-1-1 1800-090 田山県県県県南市本町15-6-42 田川県県県南市本町15-6-42 田川県県田市本町15-6-42 田川県田田市本町15-6-42 田川県田田市本町15-6-42 田川県田田市本町15-6-42 田川県田田市本町15-6-42 田川県田田市本町15-6-42 田川県田田市本町15-6-42 田川県田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田	-	ト立7 <i>右</i>	佐乳 女	雨 ≤	初伍妥口	5C-7-14
古野						
京 城 ホテル白荻 022-265-3411 980-0012 宮城県仙台市青葉区館町 2-2-19 1 1 1 1 1 1 1 1 1	-					
富 域 玉造荘 (鳴子温泉)	石	于				
福島 あづま荘 (飯坂温泉) 024-542-3381 960-0201 福島県福島市飯坂町宇中ノ内 1-1 茨 城 ホテルレイクビュー水戸 029-224-2727 310-0015 茨城県水戸市宮町 1-6-1 ホテルブリランテ武蔵野 048-601-5555 330-0081 埼玉県さいたま市中央区千都心 2-2 千 葉 ホテルボートブラザちば 043-247-7211 260-0026 千葉県千葉市中央区千葉港8-5 神 奈 川 ひめしゃら (箱根温泉) 0460-84-7100 250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1245 新 湯 じょいあす新潟会館 025-247-9307 950-0908 新潟県新潟市中央区幸西 3-3-1 立山高原ホテル 70-07-05高志会館 076-441-2255 930-0018 富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内 300-0018 富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県高山市千歳町 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県高山市 1-3-1 高志会館 300-00018 富山県高山市千歳町 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県高山市港町 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県高町市 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県富市・市は西田 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県富市・市場町 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県富市・市場町 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県富市市市市 300-00018 富山県富市・市場で第1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県富市・大田県 300-00018 富山県富田 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県高田 1-3-1 高志会館内 300-00018 富山県富田 1-3-1	宮	城				
茨 城 ホテルレイクビュー水戸 029-224-2727 310-0015 茨城県水戸市宮町 1-6-1						
カース・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア・ア				024-542-3381	960-0201	福島県福島市飯坂町字中ノ内 1-1
	茨	城	ホテルレイクビュー水戸	029-224-2727	310-0015	茨城県水戸市宮町 1-6-1
# 奈 川 ひめしゃら(箱根温泉) 0460-84-7100 250-0631 神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1245 新 潟 じょいあす新潟会館 025-247-9307 950-0908 新潟県新潟市中央区幸西 3-3-1		玉	ホテルブリランテ武蔵野	048-601-5555	330-0081	埼玉県さいたま市中央区新都心 2-2
新 湯 じょいあす新潟会館 025-247-9307 950-0908 新潟県新潟市中央区幸西 3-3-1	千	葉	ホテルポートプラザちば	043-247-7211	260-0026	千葉県千葉市中央区千葉港 8-5
パレブラン高志会館	神	奈 川	ひめしゃら (箱根温泉)	0460-84-7100	250-0631	神奈川県足柄下郡箱根町仙石原 1245
□ 立山高原ホテル	新	潟	じょいあす新潟会館	025-247-9307	950-0908	新潟県新潟市中央区幸西 3-3-1
郵便による申込 930-0018 富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内 ホテル信濃路 026-226-5212 380-0936 長野県長野市岡田町 131-4 みやま荘 (浅間温泉) 0263-46-1547 390-0303 長野県松本市浅間温泉 3-28-6 岐 阜 ホテルグランヴェール岐山 058-263-7111 500-8875 岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通 6-14 愛知県古屋市千種区党王山通 8-18 瀬郡荘 0533-68-2188 443-0034 愛知県古屋市千種区党王山通 8-18 瀬郡荘 059-227-3291 514-0042 三重県津市新町 1-6-28 京都 ホテルルビノ京都堀川 075-432-6161 602-8056 京都府京都市上京区東堀川通り下長者町下ル 3-7 木テルアウィーナ大阪 06-6772-1441 543-0031 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12 花のいえ 075-861-1545 616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9 年 ホテル北野ブラザ六甲荘 078-241-2451 650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14 奈良 ホテル リガーレ春日野 0742-22-6021 630-8113 奈良県奈良市法連町 757-2 和歌山 ホテルアパローム紀の国 073-436-1200 640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2 鳥取 白兎会館 0857-23-1021 680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 556 島根 サンラポーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町 369 四山ビュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41 セントコア山口 (湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛媛にぎたつ会館(道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1			パレブラン高志会館	076-441-2255	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1
郵便による申込 930-0018 富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内	富	山	立山喜原本テル	076-463-1014	930-1413	富山県中部山岳国立公園立山天狗平
数やま荘 (浅間温泉)			立山同ぶハノル	郵便による申込	930-0018	富山県富山市千歳町 1-3-1 高志会館内
映 中 ボテルグランヴェール岐山	E	田マ	ホテル信濃路	026-226-5212	380-0936	長野県長野市岡田町 131-4
カードルルプラ王山 052-762-3151 464-0841 愛知県名古屋市千種区党王山通 8-18 第郡荘 0533-68-2188 443-0034 愛知県浦郡市港町 21-4 三 重 プラザ洞津 059-227-3291 514-0042 三重県津市新町 1-6-28 京都市テルルピノ京都堀川 075-432-6161 602-8056 京都府京都市上京区東堀川通り下長者町下ル 3-7 大阪 75-200 705-861-1545 616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9 705-861-1545 616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9 705-861-1545 616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9 705-861-1545 650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14 京泉市・アル北野ブラザ六甲荘 078-241-2451 650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14 京泉市・アルフバローム紀の国 0742-22-6021 630-8113 奈良県奈良市法蓮町 757-2 707-436-1200 640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2 日元会館 0857-23-1021 680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 556 島根 サンラポーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町 369 日ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41 日ントコア山口 (湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛媛にぎたつ会館(道後温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛媛にぎたつ会館(道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2 高知合館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	反	野	みやま荘(浅間温泉)	0263-46-1547	390-0303	長野県松本市浅間温泉 3-28-6
類	岐	阜	ホテルグランヴェール岐山	058-263-7111	500-8875	岐阜県岐阜市柳ヶ瀬通 6-14
講都荘 0533-68-2188 443-0034 愛知県蒲郡市港町 21-4 三重	237	۲n	ホテル ルブラ王山	052-762-3151	464-0841	愛知県名古屋市千種区覚王山通 8-18
京 都 ホテルルビノ京都堀川 075-432-6161 602-8056 京都府京都市上京区東堀川通り下長者町下ル3-7 大阪 ホテルアウィーナ大阪 06-6772-1441 543-0031 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 花のいえ 075-861-1545 616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9 兵庫 ホテル北野プラザ六甲荘 078-241-2451 650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町1-1-14 奈良 ホテル リガーレ春日野 0742-22-6021 630-8113 奈良県奈良市法蓮町757-2 和歌山 ホテルアパローム紀の国 073-436-1200 640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北2-1-2 鳥取 白兎会館 0857-23-1021 680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町556 島根 サンラボーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町369 岡山 ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井2-6-41 セントコア山口(湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉3-2-7 愛媛にぎたつ会館(道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚118-2 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町5-6-42	変	和	蒲郡荘	0533-68-2188	443-0034	愛知県蒲郡市港町 21-4
大阪 ホテルアウィーナ大阪 06-6772-1441 543-0031 大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町19-12 花のいえ 075-861-1545 616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町9 兵庫 ホテル北野プラザ六甲荘 078-241-2451 650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町1-1-14 奈良 ホテル リガーレ春日野 0742-22-6021 630-8113 奈良県奈良市法蓮町757-2 和歌山 ホテルアバローム紀の国 073-436-1200 640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北2-1-2 鳥取 白兎会館 0857-23-1021 680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町556 島根 サンラポーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町369 四山ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 阿山県岡山市北区下石井2-6-41 ロヤントコア山口(湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉3-2-7 愛媛にぎたつ会館(道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚118-2 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎2-52-1	Ξ	重	プラザ洞津	059-227-3291	514-0042	三重県津市新町 1-6-28
大 阪 花のいえ 075-861-1545 616-8382 京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9 兵 庫 ホテル北野プラザ六甲荘 078-241-2451 650-0002 兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14 奈 良 ホテル リガーレ春日野 0742-22-6021 630-8113 奈良県奈良市法蓮町 757-2 和 歌 山 ホテルアバローム紀の国 073-436-1200 640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2 鳥 取 白兎会館 0857-23-1021 680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 556 島 根 サンラポーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町 369 岡 山 ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41 山 ロ セントコア山口 (湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛 媛 にぎたつ会館 (道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2 高 知 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	京	都	ホテル ルビノ京都堀川	075-432-6161	602-8056	京都府京都市上京区東堀川通り下長者町下ル 3-7
	+	RF	ホテルアウィーナ大阪	06-6772-1441	543-0031	大阪府大阪市天王寺区石ヶ辻町 19-12
奈 良 ホテル リガーレ春日野 0742-22-6021 630-8113 奈良県奈良市法蓮町 757-2 和 歌 山 ホテルアバローム紀の国 073-436-1200 640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2 鳥 取 白兎会館 0857-23-1021 680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 556 島 根 サンラポーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町 369 岡 山 ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41 山 ロ セントコア山口 (湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛 媛 にぎたつ会館 (道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2 高 知 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1		PJX	花のいえ	075-861-1545	616-8382	京都府京都市右京区嵯峨天龍寺角倉町 9
和歌山 ホテルアバローム紀の国 073-436-1200 640-8262 和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2 鳥 取 白兎会館 0857-23-1021 680-0833 鳥取県鳥取市末広温泉町 556 島 根 サンラポーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町 369 四 山 ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41 山 ロ セントコア山口 (湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛 媛 にぎたつ会館 (道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	兵	庫	ホテル北野プラザ六甲荘	078-241-2451	650-0002	兵庫県神戸市中央区北野町 1-1-14
扇 取 白兎会館	奈	良	ホテル リガーレ春日野	0742-22-6021	630-8113	奈良県奈良市法蓮町 757-2
島 根 サンラポーむらくも 0852-21-2670 690-0887 島根県松江市殿町 369 岡 山 ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41 山 口 セントコア山口(湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛 媛 にぎたつ会館(道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2 高 知 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	和	歌山	ホテルアバローム紀の国	073-436-1200	640-8262	和歌山県和歌山市湊通丁北 2-1-2
岡 山 ピュアリティまきび 086-232-0511 700-0907 岡山県岡山市北区下石井 2-6-41 山 口 セントコア山口(湯田温泉) 083-922-0811 753-0056 山口県山口市湯田温泉 3-2-7 愛 媛 にぎたつ会館(道後温泉) 089-941-3939 790-0858 愛媛県松山市道後姫塚 118-2 高 知 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	鳥	取	白兎会館	0857-23-1021	680-0833	鳥取県鳥取市末広温泉町 556
山口セントコア山口(湯田温泉)083-922-0811753-0056山口県山口市湯田温泉 3-2-7愛媛にぎたつ会館(道後温泉)089-941-3939790-0858愛媛県松山市道後姫塚 118-2高知高知会館088-823-7123780-0870高知県高知市本町 5-6-42福岡リーセントホテル092-641-7741812-0053福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	島	根	サンラポーむらくも	0852-21-2670	690-0887	島根県松江市殿町 369
変 媛 にぎたつ会館(道後温泉)	岡	山	ピュアリティまきび	086-232-0511	700-0907	岡山県岡山市北区下石井 2-6-41
高 知 高知会館 088-823-7123 780-0870 高知県高知市本町 5-6-42 福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	山	П	セントコア山口(湯田温泉)	083-922-0811	753-0056	山口県山口市湯田温泉 3-2-7
福岡リーセントホテル 092-641-7741 812-0053 福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1	愛	媛	にぎたつ会館 (道後温泉)	089-941-3939	790-0858	愛媛県松山市道後姫塚 118-2
	高	知	高知会館	088-823-7123	780-0870	高知県高知市本町 5-6-42
「小倉リーセントホテル 093-581-5673 803-0811 福岡県北九州市小倉北区大門 1-1-17	4 =	[V]	福岡リーセントホテル	092-641-7741	812-0053	福岡県福岡市東区箱崎 2-52-1
	倫	川	小倉リーセントホテル	093-581-5673	803-0811	福岡県北九州市小倉北区大門 1-1-17
佐 賀 グランデ はがくれ 0952-25-2212 840-0815 佐賀県佐賀市天神 2-1-36	佐	賀	グランデ はがくれ	0952-25-2212	840-0815	佐賀県佐賀市天神 2-1-36
長 崎 ホテルセントヒル長崎 095-822-2251 850-0052 長崎県長崎市筑後町 4-10	長	崎	ホテルセントヒル長崎	095-822-2251	850-0052	長崎県長崎市筑後町 4-10
熊 本 水前寺共済会館グレーシア 096-383-1281 862-0950 熊本県熊本市中央区水前寺 1-33-18	熊	本	水前寺共済会館グレーシア	096-383-1281	862-0950	熊本県熊本市中央区水前寺 1-33-18
大 分 豊泉荘 (別府温泉) 0977-23-4281 874-0902 大分県別府市青山町 5-73	大	分	豊泉荘 (別府温泉)	0977-23-4281	874-0902	大分県別府市青山町 5-73
鹿 児 島 ホテルウェルビューかごしま 099-206-3838 890-0062 鹿児島県鹿児島市与次郎 2-4-25	鹿	児島	ホテルウェルビューかごしま	099-206-3838	890-0062	鹿児島県鹿児島市与次郎 2-4-25





表紙:橋本市立高野口小学校 橋本市高野口名倉226番地

高野口小学校校舎のあゆみ

昭和12年7月 新校舎が完成(現在の位置)

平成21年7月 校舎改修工事

平成26年1月27日 国の重要文化財(建造物)に指定される

受賞歴 H24 グッドデザイン賞

H25 日本建築学会賞

H29 インフラメンテナンス大賞優秀賞

